

**改正**

平成18年3月31日規則第10号

平成22年11月30日規則第16号

平成24年7月6日規則第23号

平成24年11月30日規則第29号

平成26年2月17日規則第1号

平成27年3月31日規則第14号

平成27年12月28日規則第32号

平成28年3月31日規則第35号

いすみ市子ども医療費の助成に関する規則

(目的)

**第1条** この規則は、子どもの医療に要する費用を負担する保護者に、当該費用の全部又は一部を助成することにより、子どもの保健対策の充実、保護者の経済的負担の軽減を図り、もって子どもの保健の向上及び子育て支援体制の充実に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条の規定による就学義務の猶予又は免除に係る者を含む。）をいう。
- (2) 保護者 子どもの親権を行う者、後見人その他の者で子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。
  - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
  - イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
  - ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
  - エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
  - オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
  - カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (4) 保険給付 医療保険各法の規定による療養の給付、保険外併用療養費、入院時食事療養費、特別療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費等及び高額療養費を

いう。

(5) 一部負担金 医療費の額から医療保険各法の規定により給付される額を控除した額をいう。

(6) 自己負担金 国、県又は市町村が公費負担医療制度による給付決定をした場合、当該給付を受けた者又はその保護者がその負担能力に応じて負担しなければならない額をいう。

(7) 子ども医療自己負担金 この規則の規定により医療費の助成を受ける保護者が自ら負担しなければならない額をいう。

(8) 保険医療機関 医療保険各法に基づき指定された病院、診療所、薬局等で市長より子ども医療助成事業の実施について委託を受けたものをいう。

(助成対象者)

**第3条** この規則に定める子ども医療費の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する子どもの保護者とする。

(1) 子どもが市に住所を有し、かつ、市の住民基本台帳に記録されている者

(2) 子どもが医療保険各法の規定により保険給付の対象となった者

(3) 子どもが保険給付を受けることができる被保険者又は被扶養者であること。

(助成期間)

**第4条** この規則に定める子ども医療費の助成を受けることができる期間は、原則として市長が申請書を受理した日から開始する。

(優先関係)

**第5条** 子どもに係る疾病が、他の法令等による公費負担医療制度の対象となるものである場合には、その制度を優先適用する。

(助成額)

**第6条** 医療費として助成する額は、次に掲げる額とする。

(1) 助成対象者が保険医療機関で子どもに係る保険給付を受けた場合は、その一部負担金に相当する額

(2) 助成対象者が子どもに係る保険給付につき保険医療機関で一部負担金を負担した場合は、その一部負担金

(3) 国、県又は市町村が公費負担医療制度による給付決定をした場合においては、当該給付を受けた者又はその保護者の自己負担金

2 前項の助成は、次に掲げる額を控除して行わなければならない。

(1) 医療保険各法の規定に基づく規則定款等により支給を受けた付加給付金の額

- (2) 他の法令等の規定により国又は地方公共団体から受けた医療費給付の額
- (3) 別表の左欄に掲げる階層区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる子ども医療自己負担金の額（一部負担金が子ども医療自己負担金に満たないときはその額）。ただし、保険調剤については、子ども医療自己負担金を徴しないものとする。

(申請)

**第7条** この規則による助成を受けようとする者は、子ども医療費助成受給券交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 医療保険各法による被保険者証又は組合員証（以下「被保険者証等」という。）の写し
- (2) 申請日の属する年度（申請日が4月から7月までの間である場合にあっては、前年度とする。）の市区町村民税額及び所得額等を証する書類
- (3) その他市長が必要とする書類

2 前項の規定にかかわらず、本市において市民税額及び所得額等を確認することができる保護者のうち、市長が市民税額及び所得額等を確認することに同意したものについては、前項第2号に掲げる書類の提出は要しない。

(受給資格の登録事項)

**第8条** 前条の受給資格の登録事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 子どもの住所、氏名、性別、生年月日及び保護者名
- (2) 子どもに係る被保険者証等の記載事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(受給券の交付)

**第9条** 市長は、第7条第1項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めた場合は申請者に子ども医療費助成受給券（様式第2号。以下「受給券」という。）を交付し、不適当と認めた場合は子ども医療費助成申請却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 助成対象者から受給券を添えて子ども医療費助成受給券変更申請書（様式第4号）の提出があった場合は、受給券を変更交付するものとする。

3 助成対象者から受給券の紛失又は毀損若しくは汚損等の理由により子ども医療費助成受給券再交付申請書（様式第5号）の提出があった場合は、受給券を再交付するものとする。

4 前項の申請の場合において、受給券を毀損し、又は汚損したことによるときは、当該受給券を添付しなければならない。

(助成の方法)

**第10条** 市長は、助成対象者が保険医療機関において受給券と被保険者証を提示した場合には、保険医療機関の請求に基づき、助成対象者に代わり助成すべき額を当該保険医療機関等へ支払うものとする。

2 前項の規定による支払がなされた時は、助成対象者に対し助成を行ったものとみなす。

3 助成対象者が保険医療機関において一部負担金を支払った場合で、医療費の助成を受けるためには、助成対象者は子ども医療費助成金交付申請書（様式第6号）に市長が発行した受給券及び保険医療機関が発行する医療費計算書（様式第7号）又は領収書を添えて市長に申請しなければならない。

4 前項の申請は、当該子どもが受けた医療に関する医療費を支払った日の翌日から起算して2年以内に行わなければならない。

（助成金の交付）

**第11条** 市長は、前条第3項の規定に基づき申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めたものについては子ども医療費助成金交付決定通知書（様式第8号）により、助成金交付を不相当と認めたものについては子ども医療費助成金交付申請却下通知書（様式第9号）により、その旨を当該申請人に通知しなければならない。

（助成の制限）

**第12条** 第5条の規定にかかわらず、子どもの保険給付について、その原因が第三者行為によって生じたものであり、かつ、その医療に要する費用の全部又は一部につき第三者から賠償等が行われるときは、その限りにおいて助成しないものとする。

（受給権の消滅）

**第13条** 受給券の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなった日をもって、受給権は消滅する。

（1）死亡したとき。

（2）第3条に規定する助成対象者でなくなったとき。

（届出の義務）

**第14条** 助成対象者は、自己又は子どもについて、第8条の受給資格の登録内容に変更が生じた場合は、速やかに子ども医療費助成資格登録変更届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 助成対象者は、有効期間終了及び転出等の理由により受給資格を喪失した場合は、速やかに子ども医療費助成受給券返納届（様式第10号）及び受給券を市長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

**第15条** 市長は、偽りその他不正な行為により第6条に規定する助成を受けた者がいるときは、その者から当該助成額の全部又は一部を返還させることができる。

(関係簿冊)

**第16条** 市長は、子ども医療費助成の適正を期するため、子ども医療費助成台帳(様式第11号)を作成し、常に整理しておかなければならない。

(その他)

**第17条** この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年12月5日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の夷隅町乳幼児医療費の助成に関する規則(平成15年夷隅町規則4号)、大原町乳幼児医療費に助成に関する規則(平成15年大原町規則第1号)又は岬町乳幼児医療費の助成に関する規則(平成15年岬町規則第3号)(以下これらを「合併前の規則」という。)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日に旧夷隅町、旧大原町又は旧岬町(以下これらを「合併前の町」という。)に居住し、かつ合併前の町の住民基本台帳に登録され、又は外国人登録原票に登録された者が受けた医療に要した費用に対する助成については、平成18年1月31日までは、受給資格を取得した合併前の規則の例による。

4 施行日から、平成18年1月31日までの間に出生、転入等により新規に受給資格を取得した者については、資格を取得した合併前の規則の例による。

5 施行日から、平成18年1月31日までの間に合併前の町の区域を異にして転居した者については、受給資格を取得した合併前の規則の例による。

#### 附 則 (平成18年規則第10号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成22年規則第16号)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のいすみ市子ども医療費の助成に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に子どもが受けた医療について適用し、同日前に子どもが受けた医療については、なお従前の例による。

**附 則** (平成24年規則第23号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

**附 則** (平成24年11月30日規則第29号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のいすみ市子ども医療費の助成に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に子どもが受けた医療について適用し、同日前に子どもが受けた医療については、なお従前の例による。

**附 則** (平成26年2月17日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成27年3月31日規則第14号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のいすみ市子ども医療費の助成に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に子どもが受けた医療について適用し、同日前に子どもが受けた医療については、なお従前の例による。

**附 則** (平成27年12月28日規則第32号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

**附 則** (平成28年3月31日規則第35号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行前にされた処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る不作為に係るものについては、なお従前

の例による。

別表（第6条関係）

階層 区分	世帯区分	子ども医療自己負担金（円）
		入院1日又は通院1回
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯のうち、医療扶助単給であって自己負担のある世帯	0
B	市町村民税非課税世帯	0
C	市町村民税所得割非課税世帯であって、市町村民税均等割のみ課税世帯	0
D	市町村民税所得割課税世帯	300

様式第1号（第7条関係）

様式第2号（第9条関係）

様式第3号（第9条関係）

様式第4号（第9条、第14条関係）

様式第5号（第9条関係）

様式第6号（第10条関係）

様式第7号（第10条関係）

様式第8号（第11条関係）

様式第9号（第11条関係）

様式第10号（第14条関係）

様式第11号（第16条関係）